秦野市観光協会キャラクター「丹沢はだの三兄弟」着ぐるみ取扱要綱

１．目的

　秦野市観光協会キャラクター「丹沢はだの三兄弟」を利用し、秦野の観光及び全国植樹祭ＰＲに関する積極的な広報活動を展開することにより、市民意識の高揚、観光振興を図るため、着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

２．対象

貸し出しの対象は、着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用者」という。）で、その利用目的が以下の各項目に該当しない者とする。

(1) 秦野市及び秦野市観光協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

(2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しない恐れがあるとき。

(3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。

(4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、秦野市観光協会が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

３．貸出方法

(1) 貸出申込書を提出した使用者で、申請が適当と認められるものに対して、着ぐるみを貸し出すものとする。

(2) 使用者は、原則として秦野市観光協会事務局に来局して、着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。

(3) 貸し出しに伴う搬入出は使用者が行うものとする。

４．使用上の遵守事項

使用者は、着ぐるみの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
(2) 申込書の記載どおりに使用すること。
(3) 使用期間を遵守すること。
(4) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
(5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に付した条件に従って使用すること。

５．料金

(1) 料金は着ぐるみを使用する者、もしくは使用するイベントが収益事業である場合は、維持管理費として1体につき3,000円徴収するものとする。
(2) 使用者が収益事業でない場合、もしくは公共機関等の場合は、無料とする。

６．損害賠償

使用者の不注意により着ぐるみを破損した場合は、使用者が修繕費用等を負担するものとする。

７．責任の制限

着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、秦野市観光協会は一切その責を負わない。

８．その他

(1) 使用者は、着ぐるみを使用して営利目的の営業を行ってはならない。
(2) 使用者は、第三者に転貸してはならない。
(3) 使用者は、着ぐるみ着用に関しては、別紙の取扱説明書に従って、丁寧に取り扱わなければならない。